官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（厚生労働一一二）　二
○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（農林水産四二八）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により、農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示（同四二九）　二
〔その他告示〕
○eシールに係る認証業務の認定に関する規程第十二条第一項に規定する指定調査機関の指定に関する件（総務一〇三）　二
○eシールに係る認証業務の認定に関する規程第三条から第十一条までの規定の施行期日を定める件（同一〇四）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一三）　二
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産四三〇）　三
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同四三一）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通四一〇、四一一）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同四一二、四一三、四一五～四二〇）　四
○直轄砂防工事を施行する件（同四一四）　六
〔国会事項〕
内閣　警察庁　六
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
除籍が滅失した件（法務省告示配五五）　一〇
除籍の一部が滅失した件（同五六）　一〇
日本国に帰化を許可する件（同五七）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止関係　一二
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二六

法規的告示

○厚生労働省告示第百十二号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

令和八年三月二十六日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額

令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「省令」という。）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区分	率又は額
省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	○・九五七九二二〇六五一九
省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇二八七二一二三二八一
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十七万九千五百七十三円

○農林水産省告示第四百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月二十六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第六項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年農林水産省告示第二千二百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二 一～七　（略） 八　内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 1・2　（略） 3　その他の内臓機能検査用器具（別表第三第十六号1から5までに掲げるものを除く。） 九～二十　（略） 別表第三 一～十五　（略） 十六　内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 1～3　（略） 4　脳波計 5　（略） 十七～八十九　（略）	別表第二 一～七　（略） 八　内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 1・2　（略） 3　その他の内臓機能検査用器具（別表第三第十六号1から4までに掲げるものを除く。） 九～二十　（略） 別表第三 一～十五　（略） 十六　内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 1～3　（略） （新設） 4　（略） 十七～八十九　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百三号

eシールに係る認証業務の認定に関する規程（令和七年総務省告示第百十三号）第十二条第一項に規定する指定調査機関を指定したので、同規程第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十六日　　総務大臣　林　芳正

一　指定調査機関の名称　一般財団法人日本データ通信協会

二　指定調査機関の住所　東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号

三　調査等及び確認の業務を行う事務所の所在地　東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号

四　指定調査機関が行う調査等及び確認の範囲　eシールに係る認証業務の認定に関する規程第十二条第一項に規定する調査等及び確認

五　指定の年月日　令和八年三月十三日

○総務省告示第百四号

eシールに係る認証業務の認定に関する規程（令和七年総務省告示第百十三号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この告示を定める。

令和八年三月二十六日　　総務大臣　林　芳正

eシールに係る認証業務の認定に関する規程附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和八年三月三十日とする。

○法務省告示第二十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十六日　法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所
一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構
東京都千代田区大手町一丁目一番三号

認証年月日
令和八年三月十二日

○農林水産省告示第四百三十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十六日　農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Glycine max (L.) Merr.	KAE-004	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第36795号 令和８年２月９日
Zingiber officinale Roscoe	坂田（さかた）３号（ごう）	株式会社坂田信夫商店 高知県香美市土佐山田町宝町４―91―4	第36772号 令和８年２月16日

○農林水産省告示第四百三十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十六日　農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Chrysanthemum L.	琉（りゅう）HK28-98	沖縄県農業協同組合 沖縄県那覇市壺川２―９―１	第37138号 令和８年２月19日

○国土交通省告示第四百十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　北陸自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
長浜市加田町字宮ノ前一番二から同市加田今町字松岡山一番五まで	前	最大 三〇〇 最小 八五	二七一
	後	最大 二八八 最小 一二〇	

○国土交通省告示第四百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
甲賀市土山町南土山字尾巻甲一一一八番二七から同市土山町南土山字尾巻甲一一二三番三まで	前	最大 六五六 最小 五〇八	二六五
	後	最大 六四九 最小 四三五	

○国土交通省告示第四百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新川

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から百十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千二百七十五号で指定した新川に掲げる土地の区域を除く。）

字飯塚		字土ヶ森	
八六番四	一号及び二号	一〇番一	二十二号及び二十三号
九一番三	三号から五号まで	地先水路敷	
九二番五	六号	九番三	二十四号から二十七号まで
九四番六	七号から九号まで	一〇番一三	二十八号及び二十九号
九四番四	十号及び十一号	八番一	三十号から三十三号まで
九四番九	十二号から十四号まで	二十六番六	三十四号から三十八号まで
九七番一	十五号及び十六号	三番六	三十九号から四十一号まで
九八番一	十七号	三番五	四十二号から四十五号まで
一〇〇番一	十八号	一〇番八	四十六号
一〇〇番二	十九号	一〇番一一	四十七号
一〇一番五	二十号及び二十一号	一〇番一	四十八号及び四十九号
		地先道路敷	五十号及び五十一号
		一〇番八	五十二号及び五十六号
		一〇番一一	五十三号から五十五号まで
		一〇番一二	五十七号から六十号まで
		一〇番一四	六十一号から六十三号まで
		地先道路敷	六十四号及び六十五号
		一〇番八	六十六号から七十号まで
		地先水路敷	七十一号から八十一号まで
		二番一	
		地先水路敷	

字虚空蔵下　三番五
三番七
三番八
一二番八
一〇番五
一〇番六
五番二
六番二
三九番四
地先水路敷
八六番三
地先道路敷

○国土交通省告示第四百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新寺沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第千百五十八号で指定した新寺沢に掲げる土地の区域及び昭和四十五年建設省告示第千二百十九号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県石巻市三輪田

字新寺東平　七番
四番一
地先道路敷
五番
地先水路敷

字新寺西平　五番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱十二号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第千百五十八号で指定した新寺沢に掲げる土地の区域及び昭和四十五年建設省告示第千二百十九号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県石巻市三輪田

字新寺東平　七番
五号
地先道路敷
六号及び七号

字新寺西平　五番

八号から十一号までを順次結んだ線及び標柱十二号から二十五号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域

（昭和二十八年建設省告示第千百五十八号で指定した新寺沢に掲げる土地の区域及び昭和四十五年建設省告示第千二百十九号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

字新寺東平　五番
一番
地先水路敷
二番
三番一
五番
地先水路敷

字新寺西平　五番

一　新川

次に掲げる土地に存する標柱一号から百十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町

字飯塚　八六番四
一番三
二番五
六番
九四番四
九四番六
九四番九
九七番一
九八番一
一〇〇番一
一〇〇番二
一〇一番五
一〇二番四
一〇二番五
一〇八番二
一〇九番
一〇一番四
地先道路敷
一一一番二
一一三番二
一一四番
一〇番八
地先道路敷
一〇番八
一〇番一一
一〇番一三
一〇番一
地先水路敷
九番三
八番一
二十六番六
三番六
三番五
二番一
地先水路敷
三番五
三番七
三番八
一二番八
一〇番五
一〇番六
五番二
六番二
三九番四
地先水路敷
八六番三
地先水路敷

字飯塚

○国土交通省告示第四百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平石水沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山形県山形市大字高沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を令和四年国土交通省告示第二百七十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°16′03.8375″	140°26′32.6057″
2	38°16′04.0827″	140°26′32.4671″
3	38°16′04.2432″	140°26′32.3019″
4	38°16′04.4466″	140°26′32.1849″
5	38°16′04.6883″	140°26′32.2597″
6	38°16′04.8152″	140°26′32.3293″
7	38°16′04.9833″	140°26′32.4502″
8	38°16′05.0890″	140°26′32.5852″
9	38°16′05.1380″	140°26′32.6664″
10	38°16′05.5528″	140°26′33.2991″
11	38°16′05.9700″	140°26′33.9291″
12	38°16′06.4097″	140°26′34.5355″
13	38°16′06.6758″	140°26′34.8320″
14	38°16′06.8511″	140°26′34.8650″
15	38°16′07.4439″	140°26′35.2741″
16	38°16′07.9417″	140°26′35.4799″
17	38°16′07.8677″	140°26′35.7834″
18	38°16′07.3709″	140°26′35.5899″
19	38°16′06.7456″	140°26′35.3703″
20	38°16′06.6441″	140°26′35.3274″
21	38°16′05.1321″	140°26′35.3318″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上ノ代沢三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山形県山形市蔵王温泉の区域内の土地のうち、次の一点から四十七点までを順次結んだ線及び一点と四十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°10′20.3419″	140°23′58.1888″
2	38°10′20.5590″	140°23′58.3562″
3	38°10′20.7027″	140°23′58.4290″
4	38°10′20.8406″	140°23′58.1738″
5	38°10′21.0691″	140°23′58.2356″
6	38°10′21.6405″	140°23′58.5843″
7	38°10′21.7461″	140°23′58.7869″
8	38°10′21.9707″	140°23′59.2695″
9	38°10′21.9871″	140°23′59.3563″
10	38°10′22.3105″	140°24′00.0687″
11	38°10′22.6761″	140°24′00.7503″
12	38°10′22.9983″	140°24′01.4239″
13	38°10′23.9440″	140°24′01.4498″
14	38°10′24.3764″	140°24′02.1845″
15	38°10′24.7306″	140°24′02.5765″
16	38°10′25.7874″	140°24′02.3058″
17	38°10′26.3295″	140°24′02.7750″
18	38°10′26.4077″	140°24′02.8615″
19	38°10′26.8339″	140°24′04.5228″
20	38°10′27.8731″	140°24′04.5274″
21	38°10′28.6360″	140°24′08.2078″
22	38°10′28.6789″	140°24′09.1767″
23	38°10′28.6689″	140°24′09.2019″
24	38°10′28.9010″	140°24′09.3767″
25	38°10′28.8033″	140°24′09.4752″
26	38°10′28.6162″	140°24′09.3343″
27	38°10′28.6059″	140°24′09.3602″
28	38°10′28.3985″	140°24′09.2739″
29	38°10′28.1044″	140°24′08.8627″
30	38°10′28.0072″	140°24′08.2935″
31	38°10′27.1599″	140°24′06.4161″
32	38°10′24.7216″	140°24′05.3057″
33	38°10′24.6434″	140°24′05.2192″
34	38°10′24.5431″	140°24′04.1096″
35	38°10′24.0689″	140°24′03.5556″
36	38°10′23.0643″	140°24′02.4004″
37	38°10′22.7169″	140°24′01.7016″
38	38°10′22.3949″	140°24′00.9552″
39	38°10′22.0996″	140°24′00.2223″
40	38°10′21.7903″	140°23′59.4997″
41	38°10′21.7315″	140°23′59.3701″
42	38°10′21.4191″	140°23′58.9415″
43	38°10′20.9911″	140°23′58.7263″
44	38°10′20.7992″	140°23′58.6885″
45	38°10′20.6876″	140°23′58.6164″
46	38°10′20.5154″	140°23′58.4282″
47	38°10′20.3309″	140°23′58.2038″

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
入沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山形県上山市金生の区域内の土地のうち、次の一点から三十八点までを順次結んだ線及び一点と三十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°08′29.9390″	140°17′15.2941″
2	38°08′29.3381″	140°17′15.1778″
3	38°08′29.0198″	140°17′15.5759″
4	38°08′28.6123″	140°17′16.2164″
5	38°08′28.1931″	140°17′16.8462″
6	38°08′28.0745″	140°17′17.0526″
7	38°08′27.9179″	140°17′17.5428″
8	38°08′27.9443″	140°17′18.2632″
9	38°08′27.8449″	140°17′18.4407″
10	38°08′27.3469″	140°17′18.9671″
11	38°08′26.8542″	140°17′19.5015″
12	38°08′26.6699″	140°17′19.7082″
13	38°08′26.5016″	140°17′20.1213″
14	38°08′26.7317″	140°17′20.8974″
15	38°08′26.7306″	140°17′21.0522″
16	38°08′26.6460″	140°17′21.1945″
17	38°08′25.2018″	140°17′21.9805″
18	38°08′24.7285″	140°17′22.2326″
19	38°08′24.6615″	140°17′22.0919″
20	38°08′25.3338″	140°17′21.2555″
21	38°08′25.4546″	140°17′20.0586″
22	38°08′25.5389″	140°17′19.9168″
23	38°08′25.8360″	140°17′19.8484″
24	38°08′26.3531″	140°17′19.4062″
25	38°08′26.4177″	140°17′19.4677″
26	38°08′26.6382″	140°17′19.1740″
27	38°08′27.1292″	140°17′18.6371″
28	38°08′27.5443″	140°17′18.2635″
29	38°08′27.6119″	140°17′18.0876″
30	38°08′27.5613″	140°17′17.5431″
31	38°08′27.6495″	140°17′17.3859″
32	38°08′27.9154″	140°17′16.9392″
33	38°08′28.0349″	140°17′16.7011″
34	38°08′28.4182″	140°17′16.0385″
35	38°08′28.7454″	140°17′15.3244″
36	38°08′29.0563″	140°17′14.6903″
37	38°08′29.6278″	140°17′15.0126″
38	38°08′29.9608″	140°17′15.0890″

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山形県上山市高松の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を平成二十九年国土交通省告示第四百六十八号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°08′28.5958″	140°15′17.8186″
2	38°08′29.2854″	140°15′16.9692″
3	38°08′29.3428″	140°15′16.9423″
4	38°08′29.2875″	140°15′17.2805″
5	38°08′28.7274″	140°15′17.9749″

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
楯岡沢五、六
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
山形県村山市大字楯岡
字大沢　四四二三番二及び四四二三番四、四四二六番二、四四二六番四及び四四二六番五
四四二七番

四四二八番六から四四二八番八まで
四四二九番
四四三〇番三、四四三〇番四及び四四三〇番六
四四三一番三、四四三一番四及び四四三一番五
四四三二番
四四三三番
四四三四番三
四四三五番一から四四三五番四まで
四四三六番一
四四三七番
四四三七番一
四四三八番
四四三八番一
四四三九番
四四三九番一及び四四三九番二
四四四〇番二
四四四九番二
六八〇二番一、六八〇二番三及び六八〇二番五
六八〇三番二
六八〇四番
六八〇六番
七〇六九番三から七〇六九番七まで
八五一八番から八五二五番まで
字長阪鬼岳坊山の神幕井鷹返
七一一五番二九、七一一五番三八及び七一一五番四二
七一一五番七〇から七一一五番七五まで
字上原　四四一九番二
四四一九番地先水路敷
八五一七番
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
虫沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
山形県南陽市太郎
字虫沢山　二二七一番五八及び二二七一番五九
字嶽平　二二七二番五六

○国土交通省告示第四百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二ツ屋川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第三千百七十号で指定した二ツ屋川に掲げる土地の区域を除く。）
福井県南条郡南越前町二ツ屋
四五字岩助口　二番　一号
五一字六助田　九番　二号
一〇七字二瀬中川　二九番　三号
一一番　四号
五五字蛇谷　四番　五号及び六号
五四字村下　一四番　七号及び八号
四九字谷田　一番　九号及び十号
一一六字友兼　二五番二　十一号から二十号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奈胡坂川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成二十九年国土交通省告示第千百十号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を令和七年国土交通省告示第八百三十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県小浜市奈胡
一一番　一号から三号まで
二番　五号、六号及び十一号
一番　七号
一二番　十五号及び十六号
四二番　四号
六番三　八号
八番一　九号及び十号
三八番　十二号
四番　十三号及び十四号
二番七　十七号
六〇号鍋谷
一二号奥奈胡坂
一一号奥鍋谷
一一番　一号から三号まで
二番　五号、六号及び十一号
一番　七号
一二番　十五号及び十六号
四二番　四号
六一号釜谷
六番三　八号
八番一　九号及び十号
三八番　十二号
四番　十三号及び十四号
二番七　十七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
福井県越前市中山町
一字阿原　一番
五〇字北谷口　二番から五番まで
五二字北谷　一番から四番まで
五三字奥鎌谷　一番
二番一及び二番二
三番及び四番
九七字北ケ岳　八番三から八番七まで
一〇三字坂瀬　四番から六番まで
七番一及び七番二
八番から一二番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県越前市中山町
五〇字北谷口　一番　一号
地先道路敷　二号
五一字上北谷　一番　三号
地先道路敷
九七字北ケ岳　八番一　四号及び五号
地先道路敷
八番二　六号及び七号
地先道路敷
八番三　八号
地先道路敷
一〇三字坂瀬　六番　九号及び十号
地先道路敷
五番　十一号及び十二号
地先道路敷
四番　十三号
地先道路敷
三番一　十四号から十六号まで
地先道路敷
三番二　十七号
二番五　十八号から二十号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上谷南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
福井県鯖江市上河内町
八六字上谷　八番　一〇番
一二番から一四番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県鯖江市上河内町
二六字井ノ上　一番　一号
三番一　二号及び三号
一〇番　四号から七号まで
二番二　二十七号
一番二　二十八号
一番四　二十九号及び三十号
八六字上谷
一六番　八号
一七番　九号から十三号まで
一五番　十四号及び十五号
一一番　十六号及び十七号
九番　十八号及び十九号
三番　二十号及び二十一号
四番一　二十二号
四番三　二十三号
七番一　二十四号から二十六号まで

○国土交通省告示第四百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寅巳山沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市山口
字寅巳山　九五四番二〇　一号から五号まで
九五四番二二　六号
地先道路敷
九五四番二二　七号から九号まで及び四十三号
九五四番二四　十号及び十一号

九五四番二五　十二号
九五一番一　十三号から二十三号まで及び三十三号から四十二号まで
九五一番一　二十四号
地先道路敷
九五二番　二十五号から二十八号まで、三十一号及び三十二号
九五三番一三　二十九号及び三十号
九五四番二三　四十四号
地先道路敷
九五三番一　四十五号及び四十七号
九五三番一二　四十六号
九六五番一〇　四十八号から五十一号まで
地先道路敷

○国土交通省告示第四百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小峠川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市但東町奥赤

字大峠　六二番九
六二番二
六二番四二
六二番四五
六二番一
六二番七
六二番六
六二番五
六二番三八
六二番七四
四〇五番一
四〇四番三
四〇七番一

一号から三号まで、九十四号及び九十五号
四号から八号まで及び五十一号から五十六号まで
九号から十一号まで
十二号から十五号まで
十六号から五十号まで
五十七号から六十号まで
六十一号及び六十二号
六十三号から六十八号まで
六十九号及び七十号
七十一号及び七十二号
七十三号から七十九号まで
八十号から八十七号まで
八十八号から九十三号まで

字成田

字小峠

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

百合地南川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市百合地

字向フ山　一二一四番　一号から四号まで
一二一三番　五号から七号まで
一二一二番　八号から十五号まで
一二一〇番　十六号
一二〇五番　三十二号から三十六号まで及び四十号から四十二号まで
一三一一番　三十七号から三十九号まで
一三一五番　四十三号から四十七号まで

字切立

一二七四番　十八号から二十三号まで
地先道路敷
一二七四番　十七号
一二七七番　二十四号及び二十五号
一二八七番　二十六号から二十八号まで
字シギ谷　一二八九番　二十九号から三十一号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下塚川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

兵庫県朝来市生野町円山の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 10′ 31.2506″	134° 47′ 27.7048″
2	35° 10′ 31.1418″	134° 47′ 28.0641″
3	35° 10′ 30.9906″	134° 47′ 29.7156″
4	35° 10′ 30.9787″	134° 47′ 29.9087″
5	35° 10′ 30.9879″	134° 47′ 30.0702″
6	35° 10′ 30.9248″	134° 47′ 29.9977″
7	35° 10′ 30.7808″	134° 47′ 29.6380″
8	35° 10′ 29.5747″	134° 47′ 27.7231″
9	35° 10′ 29.2710″	134° 47′ 27.1199″
10	35° 10′ 28.9252″	134° 47′ 26.3970″
11	35° 10′ 29.4637″	134° 47′ 24.1315″
12	35° 10′ 30.5118″	134° 47′ 20.2539″
13	35° 10′ 31.2511″	134° 47′ 18.6046″
14	35° 10′ 31.5189″	134° 47′ 18.7101″
15	35° 10′ 32.0864″	134° 47′ 26.0139″
16	35° 10′ 31.6812″	134° 47′ 27.4788″
17	35° 10′ 31.5617″	134° 47′ 27.6914″

○国土交通省告示第四百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

コウジンバライエノウエ

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡日野町上菅

字坂口道上エ　一〇七〇番一　一号
地先水路敷
字山ノ神ノ上エ　一〇五五番　二号及び六号
地先道路敷
字田ノ埒谷　一〇五二番八　三号
一〇五二番五　四号
字荒神原家ノ上　一一七六番一　五号
字坂口道下タ　一一〇〇番一　七号
地先水路敷

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小川尻川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第千二百十七号で指定した小川尻川に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県日野郡日野町小原

字流田　八六五番　一号及び四号
地先河川敷
八六五番　二号
八六四番　三号

字一ノ谷　六六一番一　五号
地先河川敷
六六一番一　六号
九〇八番　七号
地先河川敷

○国土交通省告示第四百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上鶴川左支川五

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県上益城郡山都町大字田小野の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 45′ 04.7473″	130° 58′ 19.2626″
2	32° 45′ 06.0788″	130° 58′ 18.8454″
3	32° 45′ 08.1264″	130° 58′ 20.3646″
4	32° 45′ 11.2207″	130° 58′ 21.1496″
5	32° 45′ 12.3385″	130° 58′ 22.2100″
6	32° 45′ 14.3230″	130° 58′ 23.3943″
7	32° 45′ 13.8043″	130° 58′ 24.2777″
8	32° 45′ 11.5541″	130° 58′ 23.4347″
9	32° 45′ 10.2748″	130° 58′ 22.5248″
10	32° 45′ 07.5071″	130° 58′ 21.8879″
11	32° 45′ 04.7731″	130° 58′ 21.5023″
12	32° 45′ 04.4210″	130° 58′ 19.9268″

国会事項

衆議院

議案提出

三月二十四日内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

電気事業法の一部を改正する法律案

参議院

議案受領（予備審査）

三月二十四日内閣から次の議案が送付された。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

議案送付（予備審査）

三月二十四日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案（竹詰仁外一名発議）

答弁書受領

三月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員奥田ふみよ提出参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書（第一三号）

参議院議員高良沙哉提出国民保護法における国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関する質問に対する答弁書（第一四号）

参議院議員石垣のりこ提出奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書（第一五号）

参議院議員石垣のりこ提出外国人留学生の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問に対する答弁書（第一六号）

人事異動

内閣

農林水産副大臣　根本　幸典

経済産業副大臣　山田　賢司

外務大臣政務官　島田　智明

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使）外務事務官　永井　克郎

第十四回世界貿易機関閣僚会議日本政府代表を命ずる

期間は令和八年四月十二日までとする（各通）（三月二十四日）

警察庁

（警察大学校警務教養部長）警視監　平居　秀一

警察大学校警備教養部長兼務を命ずる（三月十九日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）

大平　義郎　岡田　栄一

神田　榮治　福岡　福麿

有田　新彦　岩崎　仁

金井　智範　北村泰治郎

菅原　晶子　中川　弘

福田　邦雄　堀内　光雄

小尾　優

倉内　憲二

花岡　實

矢板　賢榮

正六位に叙する（各通）

阿部　公明　押木　徹

神田　仲次　小宮山源吾

佐藤　啓一　高月　安司

田熊　勇一　寺田　伸司

葛西裕美子

齋藤　順行

高野　元

望月　一樹

従六位に叙する（各通）

工藤　登

正七位に叙する（各通）

柳澤　善行

従七位に叙する（以上二月十六日）

（宮崎大学名誉教授）

柴田　克志

正四位に叙する

（長野工業高等専門学校名誉教授）

作田　俊美

従四位に叙する

倉澤　英夫

正五位に叙する

向山　昌邦

従五位に叙する

福田　克広

荒川美智男

熊谷　勇治

正六位に叙する（各通）

井谷　岩夫

清水　勇

石川　賢弐　上原　助勝

岡田　孝　佐藤　正人

林　徳光　真崎　靖徳

大家　弘之

高見　允嚴

渡邉　晴夫

従六位に叙する（各通）

酒井　昭　鈴木　晴男

正七位に叙する（各通）

東山　順次

赤井　松雄

従七位に叙する（以上二月十七日）

従四位に叙する
松本　政明

正五位に叙する
北村　利夫
田澤　耕男

従五位に叙する（各通）
上村　力
齋藤　亮一
正六位に叙する（各通）
石川　昭　井上　健治
瓜生　邦雄　大内　弘次
神戸　威　佐藤　常彦
富所　勝　西田　泰弘
松山　耕造　湯浅　隆晴

従六位に叙する（各通）
南　通

正七位に叙する（各通）
貝塚二三夫

従七位に叙する（以上二月十九日）
濱床　和明

従七位に叙する（以上二月十八日）
中村　均

正五位に叙する
北野　耕司

従五位に叙する
大谷　健治

正七位に叙する（各通）
花岡　利行

従七位に叙する（以上二月十九日）
貝塚二三夫

正七位に叙する（各通）（二月二十日）
大柳　登

正六位に叙する
齋藤　滿　西村　則廣

従六位に叙する（各通）
鈴木　清吾

正七位に叙する（以上二月二十一日）
稲山　三郎

正六位に叙する
横畑　裕之

従六位に叙する（以上二月二十二日）
（新潟県加茂市・田上町消防衛生保育組合消防司令）
片岡　健
横山　繁勝

正七位に叙する（各通）（二月二十三日）
川尻　和夫　木村　邦雄
中山　誠　多和田洋二

従七位に叙する（以上二月十八日）
伊藤　正光

従六位に叙する（各通）
若松　勇一

正七位に叙する（各通）
岩橋　驍　亀岡　松人
田頭　三男　濱　行高
吉岡　徳男

○叙勲

旭日単光章を授ける（二月十七日）
田口　一壽

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
旭日双光章を授ける
西部　甫　引間　幹雄

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
横畑　裕之
旭日双光章を授ける（二月二十二日）
押木　徹　葛西裕美子
岡田　栄一　菅原　晶子
北村泰治郎　熊本　丞二
花岡　實

瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　公明　神田　仲次
柴田　克志　高月　安司

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十六日）
（宮崎大学名誉教授）
作田　俊美

瑞宝中綬章を授ける
（長野工業高等専門学校名誉教授）
倉澤　英夫

瑞宝小綬章を授ける
荒川美智男　上原　助勝
赤井　松雄　熊谷　勇治
大塚　設夫　清水　勇
鈴木　晴男　福田　克広　渡邉　晴夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
高木　富男　真崎　靖徳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十七日）
岩橋　驍　大内　弘次
田澤　耕男　中山　誠

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　常彦　湯浅　隆晴

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
濱床　和明

瑞宝単光章を授ける（二月二十日）
西村　則廣　和田　馨

瑞宝双光章を授ける（各通）（二月二十一日）
稲山　三郎

瑞宝双光章を授ける（二月二十二日）
（新潟県加茂市・田上町消防衛生保育組合消防司令）
片岡　健
横山　繁勝

瑞宝単光章を授ける（各通）（二月二十三日）
今　信一郎

瑞宝単光章を授ける（二月二十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ギリシャの国祭日につき、三月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

セネガル大統領閣下
ベナン大統領閣下
トンガ国王陛下
大韓民国大統領閣下
カナダ総督閣下
オーストリア大統領閣下
インドネシア大統領閣下
パナマ大統領閣下
パキスタン大統領閣下
フィジー大統領閣下
クロアチア大統領閣下
ガボン大統領閣下
エジプト大統領閣下
パラグアイ大統領閣下
トリニダード・トバゴ大統領閣下
マレーシア国王陛下
フランス大統領閣下
アルバニア大統領閣下
サウジアラビア二聖モスクの守護者サルマン国王
東ティモール大統領閣下
タイ国王陛下
パラオ大統領閣下
リビア首脳評議会議長閣下
ボツワナ大統領閣下
アルメニア大統領閣下
トルクメニスタン大統領閣下
モーリタニア大統領閣下
ガーナ大統領閣下
ジンバブエ大統領閣下
サンマリノ両執政閣下
スロバキア大統領閣下
ハンガリー大統領閣下
北マケドニア大統領閣下
オランダ国王王妃両陛下
中華人民共和国主席閣下
スリランカ大統領閣下

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年三月二十六日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和８年２月18日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長(1)第01532号	ａｕペイメント株式会社
東京都知事(1)第32049号	株式会社ＢＧパートナーズ
東京都知事(1)第32050号	株式会社青山メインランド
東京都知事(1)第32051号	日本プライベート・デット株式会社

東京都知事 ⑴第32052号	株式会社梛パートナーズ
東京都知事 ⑴第32053号	ＸＭ　Ｆｉｎａｎｃｅ株式会社
広島県知事 ⑮第00240号	株式会社フジサキ

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登　録　番　号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和８年１月１日	北陸財務局長 ⑭第00013号	株式会社北國クレジットサービス （株式会社北国クレジットサービス）
令和８年１月27日	東京都知事 ⑶第31672号	ＤＭＭローン診断株式会社（住宅ローン診断カンパニー株式会社）

令和８年２月18日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登　録　番　号	商号、名称又は氏名
北海道知事 ⑾網第00263号	株式会社アライ
青森県知事 ⑻第01667号	ゴールド
東京都知事 ⑴第32023号	株式会社バンカーズ
東京都知事 ⑴第32013号	株式会社優良住宅ローン
東京都知事 ⑵第31884号	Ｌエージェンシー株式会社
東京都知事 ⑴第32001号	株式会社ゼロメディカル

令和８年２月18日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登　録　番　号	商号、名称又は氏名
大阪府知事 ⑭第00447号	八幡産業株式会社

公　　告

諸　事　項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号
　　レア株式会社

２．代表者の氏名　代表取締役　山田　和義

３．住所　東京都豊島区池袋１丁目14番27号ＮＩビル３Ｆ

４．上記の者の前払式支払手段の発行保証金につき法第31条第１項の権利を有するものは、令和８年６月22日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第７による申出書等の提出を行うとともに、前払式支払手段を所有していることを証明されたい。

（提出先）

埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１
　関東財務局理財部金融監督第６課

５．前項の期間内に申出等がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続から除斥される。

令和８年３月26日

関東財務局長　後藤　健二

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年３月26日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社池田友の会	山形県鶴岡市本町二丁目２番27号	友第2029号	令和８年３月４日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年３月26日　　東北経済産業局長　佐竹　佳典

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和８年５月25日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和８年５月25日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社池田友の会	山形県鶴岡市本町二丁目２番27号	令和８年３月４日

記

あて先　〒980―8403　宮城県仙台市青葉区本町三丁目３－１
東北経済産業局産業部消費経済課
電話022―208―6775
メールbzl-thk-tomo001@meti.go.jp

様式

申　　出　　書

東北経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年３月26日　　関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	株式会社太平フィナンシャルサービス
本店の所在地	東京都文京区本郷一丁目13番４号
登録番号	関東（個）第108号―１
営業廃止年月日	令和８年２月20日

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３００９号

大阪市中央区道修町１丁目６番７号ＪＭＦビル北浜01（９階）

清算株式会社　株式会社ＨＮ

代表清算人　岡田　英利

１　決定年月日　令和８年３月13日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号

兵庫県伊丹市西台１丁目５番21号304

清算株式会社　ＯＮニット株式会社

代表清算人　中島　綱三

１　決定年月日　令和８年３月11日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

神戸地方裁判所伊丹支部

包括的禁止命令

管 理 命 令

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和７年（再）第３３号

東京都港区六本木１丁目９番10号

再生債務者　エネトレード株式会社

決定の要旨　令和８年２月９日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和８年３月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.abashiribus.com/kessankoukoku.html

（乙）https://abashiribire.jp/company/

令和八年三月二十六日

北海道網走市南二条西一丁目一五番地

（甲）網走バス株式会社

代表取締役　小澤友基隆

北海道網走市新町二丁目二二番地の二

（乙）株式会社網走ハイヤー

代表取締役　小澤友基隆

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載日付　令和七年十二月十七日
掲載頁　一四九頁（号外第二七五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月二十六日
宮城県仙台市宮城野区中野字神明一三〇番地
（甲）株式会社ガスワン東北
代表取締役　西口　泰之
青森県上北郡おいらせ町下明堂一五番地の六
（乙）有限会社小山田住設
代表取締役　小山田和博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.skmaterial.co.jp/about/index.html
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十一頁（号外第二三〇号）
令和八年三月二十六日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八四番地
（甲）ＳＫマテリアル株式会社
代表取締役　豊嶋　浩
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保四七番地二
（乙）報徳石産株式会社
代表取締役　豊嶋　浩

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、各法人の社員総会の承認決議は令和七年七月三十一日に終了しております。

なお、この合併については令和八年二月二十四日付で東京都の認証を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録および貸借対照表は、左記の場所に備え置いております。

設置場所　東京都足立区梅田七丁目三二番六号
令和八年三月二十六日
東京都足立区梅田七丁目三二番六号
（甲）医療法人社団福寿会
理事長　福岡　靖介
東京都荒川区西尾久五丁目七番一号
（乙）医療法人社団藤寿会
理事長　福岡　靖介
東京都足立区西新井本町一丁目一二番一二号
（丙）医療法人社団成和会
理事長　福岡　靖介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十三日
掲載頁　五十六頁（号外第六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十三日
掲載頁　五十五頁（号外第六号）
令和八年三月二十六日
神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目八番二八号
（甲）オリオン機械工業株式会社
代表取締役　中村　允雄
東京都府中市清水が丘二丁目一七番地の九
（乙）オリオン産機株式会社
代表取締役　中村　允雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日
神奈川県横浜市中区竹之丸一二三番地一
（甲）サマーバンク合同会社
代表社員　河内　英聡
神奈川県横浜市中区竹之丸一二三番地一
（乙）サマーリバー合同会社
代表社員　河内　英聡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに
掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十九日
掲載頁　八十三頁（号外第六十号）
令和八年三月二十六日
新潟市北区松浜東町一丁目三番六一号
（甲）青木機工建設株式会社
代表取締役　青木　勇
新潟県上越市大字上千原四一〇〇番地一
（乙）株式会社北陸クレーン
代表取締役　竹石　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日
名古屋市中区錦二丁目五―五八木兵伝馬町ビル三Ｆ
（甲）合同会社Ｓｅｄｉｎｇ
代表社員　一瀬　浩隆
浜松市中央区舞阪町弁天島三二八五番地一
五号大和丸文マンション四一〇号
（乙）合同会社ワイケーエム
代表社員　一瀬　浩隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日
山口県宇部市ひらき台二丁目二五番八号
（甲）合同会社ひだまりねっと
代表社員　ＴＳＧホールディングス株式会社
職務執行者　玉垣　樹理
山口県宇部市東新川町六番四四号コーポ高丸一
（乙）合同会社うさぎの介護用品店
代表社員　ＴＳＧホールディングス株式会社
職務執行者　玉垣　樹理
山口県宇部市八王子町一二番一四号
（丙）合同会社サインポスト
代表社員　ＴＳＧホールディングス株式会社
職務執行者　玉垣　樹理

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月二十六日
掲載頁　五頁
令和八年三月二十六日
山形県寒河江市大字寒河江字赤田六五番地の一
（甲）ＭＢＳ株式会社
代表取締役　矢口　浩二
山形県寒河江市大字寒河江字赤田六五番地の一
（乙）丸菱食品株式会社
代表取締役　矢口　浩二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の骨材生産部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.skmaterial.co.jp/about/index.html
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十七日
掲載頁　一二一頁（号外第五十四号）
令和八年三月二十六日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八四番地
（甲）ＳＫマテリアル株式会社
代表取締役　豊嶋　浩
栃木県日光市塩野室町二〇八一番地
（乙）東和アークス北関東株式会社
代表取締役　石岡　雅敏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の板金加工事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十八日
掲載頁　五十九頁（号外第五十五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十八日
掲載頁　五十六頁（号外第五十五号）

令和八年三月二十六日
東京都台東区東上野二丁目二一番一三号
（甲）株式会社協和
代表取締役　河崎東美彦

茨城県猿島郡境町大字下小橋七九八番地八
（乙）日本板金興業株式会社
代表取締役　河崎東美彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一二一頁（号外第二七二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一二八頁（号外第二七二号）

令和八年三月二十六日
東京都新宿区西新宿八丁目五番二号　西新宿コンコードビル一〇二号室
（甲）グッドエステート株式会社
代表取締役　三澤　龍哉

東京都新宿区西新宿八丁目五番六号
（乙）グッドホールディングス株式会社
代表取締役　横山　信治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の広島地区不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.etsok.co.jp
（乙）https://www.amms.co.jp

令和八年三月二十六日
東京都豊島区東池袋一丁目一五番一二号
（甲）ＥＴＳＯＫ株式会社
代表取締役　落合　聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一二号
（乙）アムス・インターナショナル株式会社
代表取締役　徳原　榮輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建材販売部門・石油販売部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十七日
掲載頁　一二二頁（号外第五十四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十七日
掲載頁　一二二頁（号外第五十四号）

令和八年三月二十六日
横浜市西区北幸二丁目一五番一号
（甲）相立興産株式会社
代表取締役　吉岡　康弘

さいたま市大宮区桜木町四丁目三八四番地
（乙）東和アークス株式会社
代表取締役　伊田雄二郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の商社部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十八日
掲載頁　一二二頁（号外第五十四号）

令和八年三月二十六日
横浜市西区北幸二丁目一五番一号
（甲）相立興産株式会社
代表取締役　吉岡　康弘

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八四番地
（乙）ＳＫマテリアル株式会社
代表取締役　豊嶋　浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十二日
掲載頁　八十八頁（号外第二〇六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十二日
掲載頁　八十八頁（号外第二〇六号）

令和八年三月二十六日
熊本県熊本市中央区花畑町一三番二七号
（甲）株式会社久屋
代表取締役　石坂　洋

熊本県熊本市中央区花畑町一三番二七号
（乙）株式会社アクシス
代表取締役　石坂　洋

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社王道家製麺（住所　千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階）に対して当社の製麺事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二十四日
掲載頁　九十一頁（号外第二一三号）

令和八年三月二十六日
千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階
株式会社清水商事
代表取締役　清水　裕正

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｍｅｎｃｈｉｒａｓｈｉ　Ｏｎｅ（住所東京都渋谷区神宮前五丁目一一番一号）に対して当社の麺散関連事業に関する権利義務を承継させ、株式会社Ｍｕｓｉｃ　Ｂａｒ　Ｌｉｏｎ（住所東京都渋谷区神宮前五丁目一一番一号）にミュージックバーＬｉｏｎ関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十九日
掲載頁　九十二頁（号外第十九号）

令和八年三月二十六日
東京都渋谷区神宮前五丁目一一番一号
ｅｎｏｎｅｔｏｋｙｏ株式会社
代表取締役　新井　暁

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社加藤石材（住所、愛知県瀬戸市陶原町三丁目二三番地）に対して当社の不動産事業及び石材事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月二十六日
愛知県瀬戸市陶原町三丁目二三番地
有限会社加藤石材
代表取締役　髙阪　和広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日
東京都渋谷区富ヶ谷一丁目一四番一四号三階
億コード合同会社
代表社員　橘　暁

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月二十六日

神奈川県相模原市緑区佐野川字和田四九一番一　和田生産森林組合

組合長理事　小池　芳美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日

神奈川県横浜市西区高島二丁目一〇番一三号　WSX合同会社

代表社員　高橋　進二

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日

静岡県浜松市浜名区新原二二六六番地の一　合同会社ＬＥＧＡＭＥ　ＴＯＭＳＯＮ　ＧＯＬＦ

代表社員　小栗　功巳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社岩米農産とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日

静岡県三島市新谷一〇六番地の四（旧本店　静岡県三島市新谷一〇六番地四号）　合同会社岩米農産

代表社員　岩崎　大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社インヴェストメントとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日

名古屋市中区丸の内二丁目一一番五号　合同会社インヴェストメント

代表社員　深津　治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日

愛知県西尾市上矢田町五反田三一番地六　アスイコ合同会社

代表社員　三州資材工業株式会社

職務執行者　加藤　勇人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日

福岡市中央区桜坂三丁目四番二八号　Ｑｌａｓｏ合同会社

代表社員　原　伸二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日

長崎県対馬市上対馬町比田勝九五五番地　対馬久兵衛商店合同会社

代表社員　小林　久

組織変更公告

当法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月二十六日

熊本県合志市福原五八一番地二　農事組合法人甲誠牧場

理事　工藤　貴光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十二万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　七十七頁（号外第七十二号）

令和八年三月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号　株式会社ＣｏＬｉｆｅ

代表取締役　池内　順平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　伊勢新聞

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　四頁

令和八年三月二十六日

三重県松阪市久保町五〇二番地八七　東海印刷株式会社

代表取締役　服部　高明

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千七百七十八万円減少し、五億二千四百二十二万三千円とすることにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十三日

掲載頁　九十頁（号外第九十一号）

令和八年三月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　株式会社Global New Energy Togo

代表取締役　佐野　尚司

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月三十日を効力発生日とする株式会社野田スクリーンとの株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十六日

愛知県小牧市大字本庄字大坪四一五番地　株式会社ＮＳホールディングス

代表取締役　野田　拓哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二八億五九九万二七五〇円減少し、また、本公告掲載日から令和八年四月二十九日までの日を払込期間または払込日とする株式の発行があった場合には、資本金の額及び資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五頁

令和八年三月二十六日

東京都港区赤坂九丁目七番一号　株式会社ＦＬＵＸ

代表取締役　永井　元治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億一千五百十六万六千九十五円、資本準備金の額を十二億一千五百十六万六千九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十六日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号　株式会社ヘリオス

代表執行役　鍵本　忠尚

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億二千二百五十万四千円、資本準備金の額を三十五億二千二百五十万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二三頁（号外第七十二号）

令和八年三月二十六日

東京都千代田区神田和泉町一番地一三―一二ファベルハウス四Ｆ

ＭＷＴホールディングス株式会社

代表取締役　黄　朝豊

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億三百八十四万九千七百三十円、資本準備金の額を二十五億八千七百三十二万三千九百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号

スパイダープラス株式会社

代表取締役　伊藤　謙自

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

埼玉県志木市上宗岡一丁目六番四六号

株式会社ホープ印刷

代表取締役　古田　征也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

千葉市美浜区新港二一九番地八

株式会社豊洋

代表取締役　鈴木　武徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号

株式会社ホーミング・ライフ

代表取締役　中島　昌昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

東京都新宿区西新宿三丁目五番三号西新宿ダイヤモンドパレス二一一号室

株式会社ホーミング管理サービス

代表取締役　中島　昌昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

大阪市西区北堀江一丁目一二番一〇号

山田産業株式会社

代表取締役　小西　昌代

投資主総会開催公告

令和八年五月二十七日に投資主総会を開催いたします。基準日である令和八年二月二十八日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使すべき投資主といたします。

令和八年三月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

日本オープンエンド不動産投資法人

執行役員　高橋　準

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億三七五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://snmn.jp/koukoku/tmk_lcjinzai/

令和八年三月二十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社ＬＣＪ印西

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　二〇九頁（号外第二一七号）

令和八年三月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

はなさき特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

取消公告

令和八年三月六日掲載の長野地方裁判所伊那支部に係る令和七年（再イ）第一三号小規模個人再生による書面決議に付する決定は取消します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年二月二十七日（号外第四十号）公布総務省・外務省令第二号（在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令）				
（印刷誤り）				
三五	一〇	一三	〜	行頭をそれぞれ半字上げる。
〃	一〇	一三	〜	行末をそれぞれ半字下げる。
令和八年三月十二日（号外第五十一号）厚生労働省告示第八十六号（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件）				
（原稿誤り）				
目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。				